

入札監理小委員会における審議結果報告
「国際航空旅客動態調査」業務

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

調査実施期間中に国際航空路線を利用して出国した日本人・外国人旅客及び通過（トランジット）・乗換（トランスファー）旅客を対象とし、出発便名、旅行目的、アクセス手段等を旅客ターミナルビル内（制限区域内）で、調査票に記載される内容に沿ってアンケート調査を実施するもの【4頁】。

○ 調査対象者

調査実施期間中に、国内において国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している全空港から出国する旅客（日本人・外国人）及び東京国際空港・成田国際空港・関西国際空港を利用するトランジット・トランスファー旅客【4頁】

○ 調査時期・期間（年度あたりの回数）

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ航空需要の回復傾向を詳細に把握するため、令和5・6年度は5月、8月、11月、1月の年4回実施し、航空旅客需要が令和元年度レベルにまで回復すると推計されている令和7年度は、通年と同様に、原則旅客数がピークとなる8月（ピーク時）及びオフピークとなる11月（オフピーク時）の年2回実施する【4頁、6頁】。

ア 東京国際空港・成田国際空港・中部国際空港・関西国際空港

- ・令和5・6年度 調査月ごとに7日間ずつの計28日間程度／年
- ・令和7年度 ピーク時の7日間及びオフピーク時の7日間の計14日間程度／年

イ その他の空港

- ・令和5・6年度 調査月ごとに2日間ずつの計8日間程度／年
- ・令和7年度 ピーク時の2日間及びオフピーク時の2日間の計4日間程度／年

○ 事業期間

令和5年4月から令和8年3月まで【5頁】

○ 事業の目的

本事業は、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要な、国際航空旅客の個人属性や流動パターン等の把握を目的とする【4頁】。

(2) 選定の経緯

本事業は、1者応札が継続しており競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。審議対象の今期（令和5年4月から令和8年3月まで）は、市場化テスト第3期となる。

2. 事業の評価を踏まえた対応等について

○ 新しい技術を活用した調査方法の構築・導入

【論点】

タブレット、スマートフォン、QRコードなど新しい技術を活用した調査方法の構築・導入の検討（例えば、回答者に応じた言語の質問画面を出し、端末上で回答を求めることで、印刷や集計にかかるコスト等を削減できるのではないか）。

【対応】

調査のオンライン化に向けて、主要国際空港の4空港（成田、関西、中部、東京）のうち1つ以上の空港において、紙媒体のみではなく、タブレット端末、QRコード等を活用したオンライン調査を試行し、今後の調査方法について検討する。試行結果について、1年ごとに、目標サンプル数獲得の達成有無及びそれに要する期間に関して点検・評価・見直しを実施し、次年度に対象空港の拡大も踏まえつつ調査方法を再検討し再試行するものとする。なお、調査対象空港、調査方法の詳細については監督職員と協議の上、決定する【7頁】。

注：この点は後記3の論点2（対応2）のとおり修正がある。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】

「事務引継ぎに必要となる経費は、国土交通省航空局の負担となる。」との記載があるが、業務の引継ぎにかかる人件費まで引継ぎ費用として国土交通省が負担することになるのか。

【対応1】

国土交通省航空局が業務の引継ぎにかかる人件費を負担することは困難なため、疑義が生じないように当該記載を削除した【5頁】。

【論点2】

主要4空港のうちいくつかの空港（どの空港）でオンライン化を試行するのか。データの比較可能性や調査の継続性は一部理解できるが、コロナ禍においてオンライン化が進むなかで、なぜ4空港全てでオンライン化できないのか。オンライン化の程度・進め具合は見積りの前提となるものであり、実施要項案に明記すべきではないか。

【対応2】

主要4空港においてオンライン調査の試行を実施することは、予算の制約上、実現が困難であるため、目標サンプル数の獲得状況等を加味し東京国際空港を対象として試行を実施していくこととした。実施要項案には、民間事業者が見積りをするにあたって最低限必要となる調査対象空港、調査日数、調査員の人数、調査時間を明記することとした。具体的には、「東京国際空港にて」「調査員の人数は6名程度とし、調査日数は4日間、調査時間帯は終日のうち出発便が多いと見込まれる8：00～17：00（うち休憩1時間）とする。」「調査方法等について、変更する必要がある場合には、監督職員と協議の上、決定する。」といった記載を盛り込んだ【7頁】。

【論点3】

何語が堪能な者が何人いつどこの空港に配置されたのか、できるだけ具体的に過去の実績や補足情報を記載するべきではないか。

【対応3】

「令和元年度調査において、外国人旅客、トランジット・トランスファー旅客に使用した言語ごとの割合は中国語（繁体字）30.2%、中国語（簡体字）28.0%、英語19.7%、韓国語15.8%、その他の言語6.3%であり、英語、中国語、韓国語で90%以上を占めている。」といった記載を盛り込んだ【7頁】。

さらに、「なお、調査員が対応できない言語であった場合においても、翻訳済みの調査票に対応している調査内容の説明の紙を示して、旅客本人に調査票の言語を選択してもらうといった方法にて対応すること。」といった記載を盛り込んだ【7頁】。

【論点4】

為替レートの出典（参考元）を特定のメディアに限る必要があるか。

【対応4】

限定する必要はない。そこで、出典（参考元）の具体例を挙げるにとどめ、これに限定するものではないことを示した【9頁】。

【論点5】

必要な設備として、FAXが挙げられているが不要ではないか。

【対応5】

該当箇所（FAXの記載）を削除した【11頁】。

【論点6】

タブレット端末やQRコード等を受託事業者が用意するのであれば、その旨を記載する必要があるのではないか。

【対応6】

オンライン調査において使用する、タブレット端末、QRコード、フリーWi-Fiは、民間事業者（受託事業者）において用意することを想定している。そこで、「なお、調査に必要なタブレット端末及びフリーWi-Fiは受注者において用意すること。」といった記載を盛り込み【7頁】、必要な設備として「タブレット端末、フリーWi-Fi」を追記した【11頁】。

【論点7】

入札参加資格について、週・日ベースで高い実績を求めている点、複数箇所にわたるアンケート調査実績を求めている点、調査管理実績のある者を作業責任者として配置することを求める点において、競争阻害性があるのではないか。

【対応7】

求める実績を全体の回収数の調査実績、調査管理実績のある者を作業責任者として配置することの2点に絞り、対象となる民間事業者が増えるよう実施要件の項目を緩和した。具体的には、「入札参加者は、取り扱いサンプル数が2千件以上のアンケート調査実績があること。また、その調査を管理する立場として従事した実績のある者を、作業責任者として配置できること。」といった記載に修正した【13頁】。

【論点 8】

RSDで始まる数式の「 r 分の $1-r$ 」は「 r 分の $1-r$ 」ではないか。

【対応 8】

該当箇所を「 r 分の $1-r$ 」に修正した【34 頁】。

【論点 9】

調査のオンライン化やその手法等について、技術提案書や評価一覧表にも記載して、民間事業者（入札者）から技術提案を求めたり、提案を加点評価したりする必要があるのではないか。

【対応 9】

調査のオンライン化やその手法等の項目を、評価対象として技術提案書及び評価一覧表に記載した。具体的には、技術提案書の項目・事項として「調査のオンライン化に向けた試行」「オンライン調査の実査及び、調査結果の検討・分析の考え方や手法は適切に計画されており有効なものであるか。」を挙げ、技術評価点の算出方法として「調査のオンライン化に係る試行」を加算項目とし（配点 8～0 点）、評価項目一覧表及び技術提案書に該当項目を設けた【15 頁、19 頁、43 頁、56 頁】。

【論点 10】

入札参加資格においてアンケート実績を問い、さらに評価項目として入札参加希望者の資格・実績を加点事由とすると、二重評価になるのではないか。

【対応 10】

入札参加資格はアンケート調査実績を求め、評価項目としては、交通・運輸に関するアンケート調査実績を求めていることから、国土交通省としては二重評価とは考えないが、疑義が生じないように、評価項目の記載を修正した。具体的には、入札参加希望者の「資格」という表現を削除し、「実績」という表現を残した【15 頁、19 頁、43 頁、57 頁】。

4. パブリックコメントの対応について

令和 4 年 9 月 1 日（午前 0 時）から同年 9 月 15 日（午前 0 時）までパブリックコメントを実施した結果、提出された意見に対し、字句の修正などの対応を実施した。

以上